



平成30年7月6日

各位

会社名 株式会社キムラタン  
代表者名 代表取締役 浅川 岳彦  
(コード番号8107 東証第1部)  
問合せ先 常務取締役 木村 裕輔  
(電話 078-806-8234)

### 第三者割当による新株式の発行、第11回乃至第13回新株予約権の発行 及び資金使途の変更並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成30年7月6日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による新株式の発行（以下、「本新株式発行」といいます。）並びに第11回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権（以下、各々を「第11回新株予約権」、「第12回新株予約権」及び「第13回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株式発行により、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

#### I 第三者割当による新株式の発行及び第11回乃至第13回新株予約権の発行

##### 1. 募集の概要

###### 【本新株式発行に係る募集】

(1) 払込期日	平成30年7月23日
(2) 発行新株式数	普通株式 14,700,000株
(3) 発行価額	1株につき33円
(4) 調達資金の額	485,100,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、株式会社レゾンディレクションに全株式を割当てる
(6) その他	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

###### 【本新株予約権発行に係る募集】

(1) 割当日	平成30年7月23日
(2) 新株予約権の総数	93,000個 第11回新株予約権：43,000個 第12回新株予約権：30,000個 第13回新株予約権：20,000個
(3) 発行価額	総額9,269,000円（第11回新株予約権1個につき183円、第12回新株予約権1個につき42円、第13回新株予約権1個につき7円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：9,300,000株（新株予約権1個につき100株） 第11回新株予約権：4,300,000株 第12回新株予約権：3,000,000株 第13回新株予約権：2,000,000株

(5) 資金調達額	577,769,000円
(6) 行使価額	第11回新株予約権 45円 第12回新株予約権 65円 第13回新株予約権 90円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、株式会社レゾンディレクションに全部を割当てる
(8) その他	当社は、割当予定先である株式会社レゾンディレクションとの間で、本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の本新株予約権に係る第三者割当契約において、以下の内容につき合意する予定です。 ①東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5取引日連続して各本新株予約権の行使価額の120%を上回った場合は、割当予定先は、当該条件が成就した日の翌取引日から40取引日以内に各本新株予約権の全部を行使すること。 ②割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的

当社は、大正14年に西洋文化の玄関口であった神戸に発祥し、欧州のスタイルを取り入れた独自のベビー服は和装が中心であった当時において消費者の支持を集めるところとなり、その後もベビードレスやニット素材の使用など独創性の高い商品開発を行い、企業としての基盤を築いていきました。今日まで「神戸エレガンス」と称される固有の文化に根ざしたものづくりを受け継ぎ、一貫して自社オリジナルの企画・デザインによる価値の高い製品の提供を目指してまいりました。現在は、主に総合スーパーにおけるインショップ業態であるBaby Plaza、BOBSON及び直営店253店舗を全国に展開し（平成30年3月末現在）、またネット通販による消費者への販売、専門店に向けた卸販売及び海外事業を展開しております。

しかしながら、昨今のベビー・子供アパレル業界を取り巻く環境は、少子化による市場規模の縮小、実質賃金の伸び悩みによる個人消費の低迷、消費者の根強い節約志向や価格競争の激化などの影響を受け、厳しい状況が続いております。

平成30年3月期においては、「商品力の向上・価格価値バランスにおける強みの回復」を基軸に、国内全業態の売上拡大と海外事業の確立による収益確保を目指してまいりましたが、売上高は伸長したものの目標値には届かず、売上総利益率の低下、販売費及び一般管理費の増加が加わり、前期に対し赤字幅が拡大、3期連続で損失計上となる状況に陥っております。

一方、このような厳しい環境下、本業の業績回復に全社一丸となって取り組むとともに、さらに当社の企業価値及び魅力を向上させるために、本業に関連し相乗効果が期待できる新規事業や新たな収益機会の獲得により業容の拡大を図ることが必要であると判断し、新規事業への参入やM&A及び本業の回復・成長に伴い必要な運転資金を確保することを目的として、平成29年10月6日に開催の取締役会において、第8回～第10回新株予約権（以下、「現新株予約権」といいます。）の発行を決議いたしました。これらの新株予約権の発行による当初資金調達予定額の総額は1,469,020,000円（差引手取概算額）でありましたが、これまでに、現新株予約権の発行価額15,520,000円、第8回新株予約権の発行総数60,000個の全部の行使により318,600,000円、第9回新株予約権の発行総数100,000個のうち13,000個の行使により62,400,000円、総額382,662,752円（発行諸費用差引手取額）を調達し、新規事業である企業主

導型保育園の開設資金として45百万円、本業の仕入資金として1億円を充当いたしました。しかしながら、その後、当社株価は下落を続け、現新株予約権の下限行使価額32円を上回っているものの、足下では現新株予約権の発行決議日の前営業日の終値に対し約40%の下落となっており、また、最近数ヶ月間は、当社株式の流動性が著しく低下しており、事実上行使が進行しない状況となっております。

このような状況を受けて、当社は、当初予定していた本業の仕入資金や保育園事業の設備資金及び本業関連分野でのM&A資金に加え、新たに打ち出した戦略である新テナントショップの出店資金の調達必要性から新たな資金調達を検討することといたしました。後記「(2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり、調達方法は、当社の現況に鑑み資本性の資金調達が妥当であると判断し、当社代表者の知人ルートを中心に新株式の引受け先を模索していたところ、以前より当社代表者の知人であった清川浩志氏が代表を務める株式会社レゾンディレクション（以下、「レゾンディレクション」といいます。）が、これまでのグループ企業で培った事業再生のノウハウを活かして、当社の経営再建と中期的な成長とともに取り組んでいきたいとの意向を持っており、当社の企業価値を高めることを目的とする当社への出資に関心を示しているとのことでありました。当社及びレゾンディレクションは、平成30年5月上旬頃より協議を重ねてきましたが、今般、レゾンディレクションが当社の発行する新株式及び新株予約権を引受けることで合意に至りました。

レゾンディレクションは、昭和60年8月に清川建設株式会社の商号で不動産賃貸業を目的として兵庫県尼崎市に設立され、阪神間に多数所有する優良不動産を背景に、今日まで概して安定的な収益を計上しております（注1）。現代表者である清川氏は平成19年4月に代表取締役役に就任しましたが、不動産収益を基盤として、より社会に貢献できる事業に進出したいとの思いから、地域の資源を活用し新たな付加価値を生み出す取組みである農林漁業の「6次産業化」（注2）に着目し、平成25年に山梨県にある「まるき葡萄酒株式会社」（以下、「まるき葡萄酒」といいます。）を買収しました。清川氏は、1次産業、2次産業、3次産業のバランスをとることが真の6次産業であると考え、自社栽培によるこだわりのある原料づくりを起点として、醸造、販売にいたるプロセス全体に一貫性を持たせ、ブランド力を高めるという方向性を打ち出しました。短期的な販売戦略から中期戦略としてのブランディング・設備の刷新、長期的な視点に立った圃場の整備やワイナリーネットワーク構築まで、総合的な戦略を策定し、同時並行で実行することにより、同社の経営を立て直してきました。「弱み」を「強み」に変えるというコンセプトのもとに、「日本最古のワイナリー」という他者には模倣できない優位性を活かしつつ時代に適合させるブランディングにより顧客価値を高め、飛躍的な成長を実現させております。

その後、清川氏は、平成27年に山梨県の「株式会社坐忘resort」（宿泊業）を買収し、お客様への積極的なおもてなしの強化に加えて、まるき葡萄酒との地理的な近さを活かした“ワイナリーの宿”としてのブランディングにより差別化を図り、顧客を上げてきました。さらに清川氏は、同年、「株式会社PRESUQU'ILE」を買収し、大阪市に開業したレストラン「PRESUQU'ILE」では、食材にこだわった最高級のフランス料理とまるき葡萄酒の融合による質の高いサービスを提供し、シナジーの創出により両者のブランド価値をさらに高めながら、グループ企業を発展に導いてきました。

平成28年以降は、法人であるレゾンディレクションによる出資に切り替え、「株式会社アクトリゾート」、「株式会社浜田」等の買収を行い、組織的な運営による業容拡大を目指してきました。さらに、平成30年3月に商号を「清川建設株式会社」から「株式会社レゾンディレクション」に変更、組織体制も強化し、これまでの清川氏個人を含むグループ全体で培ったノウハウを活かし、事業再生やM&A仲介ビジネスを本格的に展開していくことを計画しております。

清川氏及びレゾンディレクションは、自らリスクをとって対象会社に投資を行い、当事者として現場目線で方向性を定め（ディレクション）、実現可能性の高い戦略を提供することを事業再生の基本的なスタンスとしております。対象企業のものづくりに対する想いに耳を傾け、歴史や伝統を尊重しつつ、そこにある課題を発見し、弱みを強みに変えるという思考と埋もれた価値への着目により解決策を立案する

ことで対象企業の再生を実現させてきました。また、階層的組織と横断的でフラットな会議を組み合わせた柔軟な組織運営を実践することにより、短期間で対象企業を蘇らせる実績を積み上げてきました。

これまで清川氏及びレゾンディレクションが再生を手がけた企業の業種は、当社事業とは異なるものですが、顧客満足度の向上を基軸とし、ものづくりから消費者に向けた販売まで一貫したコンセプトのもとに価値を創出する事業スタイルは、当社事業にも深く通じるものであります。特に、ものづくりのこだわりや製品が有する価値をいかに効果的に顧客に伝え、顧客価値を高め、購買につなげるかといったマーケティング戦略、ブランディングを強みとしております。

当社は創業来、一貫して自社オリジナル企画・デザインによるこだわりを持ったものづくりを行ってきました。今日においても、顧客にとって魅力があり競争力のある製品開発に注力しているところであります。しかしながら、競争がひしめき、激しく競争している状況下では、製品自体の価値を高めていくことだけでは顧客の心に響く、明確な差別化を図ることは困難になってきております。ものづくり企業である当社にとっては、製品の価値をより高め、効果的に顧客に伝えるマーケティング能力の強化が最も求められるところであると認識しております。レゾンディレクションが当事者として、これまでのノウハウを提供し、当社とともに価値提供に取り組んでいくことは、顧客満足度の向上、顧客層の拡大につながり、さらには当社業績の回復と向上に大きく資するところであるとと考えております。

さらに、当社は、今後、国内子供服市場の縮小が一層深刻な問題となることが予想されるなか、企業の持続的な成長のためには、中長期的な事業領域の拡大が必要であるとと考えており、本業に関連する分野でのM&Aを模索しているところであります。レゾンディレクションは、これまでの企業買収で得たノウハウを活用したM&A仲介ビジネスを手がけていく意向であり、M&Aにおいても有力な支援が得られるものと考えております。特にグループ企業間でのシナジー創出の経験やノウハウを共有することにより、より効果的で優位性の高い多角化とグループ企業運営が実現できるものと判断しております。

なお、レゾンディレクションは後記のとおり、当社の企業価値を高めることを投資の目的としており、レゾンディレクション及び清川氏は、当社の経営再建やM&A仲介を含む中長期的な成長支援について、報酬等を求める意向はないことを確認しております。なお、マーケティング調査等、個別の分野においてコスト発生を伴う業務を委託する必要がある場合においては、市場価格を勘案して双方協議のうえ、公正な対価を決定する方針であります。

レゾンディレクションは、本新株式発行により引受けた当社株式を長期的に保有する方針であり、当社とともに事業を成長・発展させ、当社の企業価値を高めることを投資の目的としております。当社においても、両者の協働により経営再建を果たし成長を実現していくことは、株主価値の向上に資するものであると考えております。

加えて、当社の中長期的な成長に向けてM&Aに必要な資金を充足することにより、持続的な成長を実現し、企業価値を一層高めていくことを目的として本新株予約権の発行を決定したものであります。

なお、本日公表いたしました「第9回及び第10回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、本新株式発行及び本新株予約権の発行による資金調達を実施するにあたり、現新株予約権に係る潜在株式による当社株式の希薄化を抑制するため、本日開催の取締役会において、残存する現新株予約権の全部を取得し、消却することを決議しております。

以上のとおり、当社はこの資金調達とレゾンディレクションとともにマーケティング力の強化、ブランド価値の向上、M&A戦略等に取り組み、経営再建、中長期的な成長と企業価値の向上に向けて鋭意努力してまいり所存であります。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、後記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

(注) 1 平成 28 年 7 月期の営業損失は、所有テナントビルの収益力向上のために、その一部をホテルに転換したことに伴う改装費用を負担したことによる一時的なものです。

(注) 2 農林漁業の 6 次産業化とは、1 次産業としての農林漁業と、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みです。

## (2) 資金調達方法の概要及び選択理由

本新株式発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達方法は、当社と割当予定先との間で協議のうえ決定したのですが、既存株主の利益に配慮しながら、当面の必要資金を確実に調達し、目下の経営再建を確かなものとするとともに、中長期的な成長に向けて M&A に必要な資金を充足し企業価値の向上を目指していくという点で現時点における最適な選択であると判断いたしました。

### (本新株式発行と本新株予約権の発行の組み合わせとした理由)

本新株式発行により当面の必要資金を確実に調達するとともに、本新株予約権の発行により当社の中長期的な成長に向けた資金調達が可能とすることができるものと考えております。

本新株式の発行価額は発行決議日の前取引日の終値を基準に 10% ディスカウントした額（小数点以下切上げ）であり、当面の必要資金を確実に調達することを企図したものです。

他方、本新株予約権の行使価額は、発行決議日の前取引日の終値を上回る額であり、第 11 回新株予約権の行使価額は 25.00%、第 12 回新株予約権の行使価額は 80.56%、第 13 回新株予約権は 150.00% 上回る額としています。

当社は、本新株予約権により調達する資金によって、割当予定先がこれまでに培ったノウハウを共有し、より効果的で優位性の高い多角化とグループ企業運営を実現することで当社の企業価値を高めていくことを目指しておりますが、M&A は、各新株予約権の行使により調達した資金に応じて段階的に行うことを想定しております。効果的で優位性の高い M&A により企業価値の向上を図り、それに伴う株価上昇時においてさらに行使が促進され、調達した資金により一層の企業価値向上を目指していくことを想定しています。株価上昇時において行使がなされる設定であるため、希薄化や株価への影響が抑制されており、既存株主の利益に配慮した設計であると考えております。

もっとも、最近数ヶ月間は、当社株価は下落基調にあり、株式の流動性も著しく低下している状況にあります。かかる状況が継続する場合、本新株予約権の行使は進行しない可能性があります。しかしながら、当社は、本新株式発行により当面の必要資金を調達し、割当予定先の支援により経営再建、企業価値の回復を果たすことが、当該状況の早期の解消につながっていくものと考えております。そのうえで、本新株予約権の行使が進行し、調達した資金により成長と企業価値の向上を実現していくことで、当該状況のさらなる改善につなげていきたいと考えております。

以上のとおり、既存株主の利益に配慮しつつ、当面の必要資金を確実に調達するとともに、中長期的な企業成長に応じた資金調達に期待ができることから、現時点では最適な資金調達方法であると判断いたしました。

### (本新株予約権の特徴)

① 本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 100 株と固定されており、本新株予約権の目的とな

る株式の総数は 9,300,000 株（第 11 回新株予約権につき 4,300,000 株、第 12 回新株予約権につき 3,000,000 株、第 13 回新株予約権につき 2,000,000 株）です。

- ② 本新株予約権の行使価額は固定されており（第 11 回新株予約権：45 円、第 12 回新株予約権：65 円、第 13 回新株予約権：90 円）、将来の株価変動によって行使価額が変動することはありません。
- ③ 割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自らの判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、次の条件に該当する場合は、定められた期間内に行使を行うことを約しています。
  - ・本新株予約権の割当日の翌取引日から 2023 年 6 月 23 日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5 取引日連続して各新株予約権の行使価額の 120%を上回った場合は、割当予定先は、当該条件が成就した日の翌取引日から 40 取引日以内に残存する当該新株予約権の全部を行使する義務を負います。但し、上記期日までに本新株予約権の満了日が到来する場合は、満了日までに行使をするものとします。
- ④ 本新株予約権の行使期間は、割当日の翌日以降 5 年間であります。

（本新株予約権のメリット）

- ① 過度な希薄化の抑制が可能なこと  
本新株予約権の目的となる株式の総数は 9,300,000 株（第 11 回新株予約権につき 4,300,000 株、第 12 回新株予約権につき 3,000,000 株、第 13 回新株予約権につき 2,000,000 株）と固定されており、最大交付株式数が限定されております。
- ② 株価への影響の軽減を図っていること  
本新株予約権の行使価額は現状の株価より高い価額で固定されており、また、3 段階の価額に設定されています（第 11 回新株予約権は 1 株当たり 45 円、第 12 回新株予約権は 1 株当たり 65 円、第 13 回新株予約権は 1 株当たり 90 円）。これにより段階的に分散して行使がなされることが想定されるため、株価への影響の軽減が図られると考えております。
- ③ 行使の促進を図っていること  
東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5 取引日連続して各本新株予約権の行使価額の 120%を上回った場合は、割当予定先は、当該条件が成就した日の翌取引日から 40 取引日以内に残存する当該新株予約権の全部を行使する義務を負います。これにより、株価上昇局面においては、行使が促進されることが期待されます。
- ④ 資本政策の柔軟性が確保されていること  
資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部を平成 31 年 1 月 24 日以降いつでも取得することができる旨を合意する予定であるため、資本政策の柔軟性を確保できます。

（本新株予約権の主な留意事項）

- ① 本新株予約権の行使価額は、発行決議日前取引日終値よりも高い価額に固定されていることから、株価が行使価額を上回らない場合、資金調達ができない可能性があります。
- ② 当社株式の流動性が低下した場合には、資金調達完了までに時間を要する可能性があります。

（他の資金調達方法との比較）

- ① 金融機関からの借入れ  
金融機関からの借入れによる資金調達については、当社の現在の財務状況に鑑み困難性が高いと考えられ、また、調達金額が負債となり、負債比率が上昇し、財務健全性の低下が見込まれるため、現状の当社の財務状況等に鑑み、望ましくないと判断いたしました。

## ② 公募増資

公募増資は有力な資金調達手段ではありますが、現在の当社の財務状況を鑑みると現実的ではないと判断し、資金調達の候補からは除外いたしました。

## ③ 転換社債型新株予約権付社債

金融機関からの借入れと同様に当社の財務状況に鑑み困難性が高いと考えられ、また、調達金額が当初負債に計上されるため、転換行使が進まない場合には継続的な財務健全性の低下が見込まれるため、現状の当社の財務状況等に鑑み、望ましくないと判断いたしました。

## ④ 第三者割当による全量新株式の発行

第三者割当により本新株式発行及び本新株予約権の全株式を発行する場合、一時に資金調達を可能とする反面、1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。他方、今回の本新株式発行と本新株予約権の発行の組み合わせの場合、既存株主の利益に配慮しつつ、当面の必要資金を確実に調達するとともに、中長期的な企業成長に応じた資金調達に期待ができることから、現時点では最適な資金調達方法であると判断いたしました。

### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	1,062,869,000円
内訳	
本新株式発行による調達額	485,100,000円
本新株予約権の発行による調達額	9,269,000円
本新株予約権の行使による調達額	568,500,000円
発行諸費用の概算額	12,300,000円
差引手取概算額	1,050,569,000円

- (注) 1 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使による調達額及び発行諸費用の概算額は減少いたします。
- 2 発行諸費用の概算額は、弁護士・新株予約権評価費用、変更登記費用、有価証券届出書作成費用及び株式事務手数料の合計です。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な用途

当社は、平成29年10月6日に公表の「行使価額修正条項付第8回新株予約権（コミット条項付・行使許可条項付）並びに第9回及び第10回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の企業価値及び魅力を向上させるために、本業に関連しかつ相乗効果が期待できる新規事業による業容の拡大や、新たな収益機会の獲得、本業の回復・成長に伴い必要となる運転資金を確保することを目的とし、現新株予約権の発行による資金調達を決定いたしました。

当初の差引手取概算額14億69百万円については、①物流パートナーが運営する中国物流倉庫建設への出資として2億円、②企業主導型保育園への事業進出資金として2億円、③本業の仕入資金として3億円、④本業関連分野でのM&A資金として7億69百万円を支出することを予定しておりました。

これまでに、第8回新株予約権は発行総数60,000個の全部、第9回新株予約権は発行総数100,000個のうち13,000個の行使がなされ、総額で3億82百万円（発行諸費用差引手取額）を調達し、企業主導型保育事業の設備資金等に45百万円、本業の仕入資金として1億円を充当いたしました。

一方で、前記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的」の前段に記載のとおり、平成30年3月期の当社業績は、現新株予約権の発行時点の予想を大きく下回り、3期連続で損失計上となる厳

しい状況に陥っております。その結果、営業活動によるキャッシュ・フローは4億37百万円のマイナスとなり、現新株予約権による調達額から当初目的の用途への充当額を差し引いた2億37百万円について、当初の予定どおり中国物流倉庫建設への出資が困難な状況となりました。

このような状況を受けて、当社は、平成29年12月25日に公表の「黒字化計画2018-2019」及び平成30年5月11日に公表の「2017年度（平成30年3月期）連結決算の概要」に記載のとおり、①固定費削減と製造原価率の改善及び在庫正常化とキャッシュ・フロー改善を主軸とする「構造改革」、②成長を期すべき業態分野を絞り込む「成長業態の選択」、③新たに収益性の高い部門を創出する「新たな利益の付加」の3点を基本方針として、業績の回復に向け鋭意取り組んでいるところであります。

既に「構造改革」のひとつである賃料削減を目的とした本社移転を本年4月に完了し、心機一転、全社一丸となって2019年度の黒字化を実現させる所存であります。

前記の現新株予約権による調達額から当初目的の用途への充当額を差し引いた2億37百万円については、2億円は平成31年3月期末を目途に短期借入金の返済に充当し、現在の当社にとっては少なくない利息負担を将来において軽減する予定です。また、12百万円は、現新株予約権の取得に充当し、残余の25百万円については2018年秋冬物の仕入資金に充当する予定です。

**【現新株予約権発行により調達した資金の充当状況及資金使用の変更】**

具体的な用途	支出（予定）額	支出（予定）時期
a. 企業主導型保育事業の設備資金	45百万円	2018年1月～2018年4月
b. 本業の仕入資金	100百万円	2017年10月～2017年11月
c. 現新株予約権の取得	12百万円	2018年7月
d. 本業の仕入資金	25百万円	2018年8月
e. 短期借入金の返済	200百万円	2019年3月
合計	382百万円	

他方、物流パートナーが運営する中国物流倉庫建設については、当初、平成29年12月からの支出を予定しておりましたが、現地での建設計画に遅れが生じ、支出時期も後へずれ込む見通しであったところ、前記のとおり現新株予約権の行使が事実上進行しない状況となり、また、当社の財務状況を踏まえると当初予定通りの出資が困難となることが予想されました。当社と物流パートナーとは、建設計画の見直しについての協議、資金調達方法の再検討を進めてまいりましたが、今般、物流パートナーにおいて金融機関からの借入れによる調達に目途が立ったことから、双方改めて協議のうえ、当社からの出資は取りやめることを決定いたしました。

また、当社は、前掲の「黒字化計画2018-2019」における「新たな利益の付加」として中堅ショッピングセンターを中心に、新テナントショップの出店を計画しております。本新株式発行及び本新株予約権の発行により調達した資金の一部を出店資金として充当する予定であり、これにより新たに利益率の高い部門を創出し全社業績の回復につなげてまいります。

上記、②企業主導型保育園事業の必要資金、③本業の仕入資金、④本業関連分野でのM&A資金については変更ありません。なお、本業の仕入資金については、後記「【本新株式発行及び本新株予約権発行により調達する資金の使用】②本業の仕入資金について」に記載のとおり、平成30年3月期の赤字幅拡大、営業キャッシュ・フローの大幅なマイナスの状況を受けて、当初支出予定額より増額せざるを得ない状況となっております。

なお、上記c. d. e. 及び下記①～④については実際に支出するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。



【本新株式発行及び本新株予約権発行により調達する資金の使途】

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
①企業主導型保育事業の設備資金	140 百万円	2019年1月～2021年5月
②本業の仕入資金	250 百万円	2018年8月～2018年11月
③新テナントショップの出店資金	97 百万円	2018年7月～2020年5月
合計	487 百万円	

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 企業主導型保育事業の設備資金について

当社は、前記のとおり子育て支援企業として、企業主導型保育事業に進出することを決定し、平成30年3月に神戸市中央区元町通に第1号園を開設いたしました。当初の計画では、2020年9月までの3年で10園の開設を目指しておりましたが、開園時期は4月が望ましいことと、候補先の物件選定や職員募集等の準備期間を踏まえ、支出時期は2021年5月までに変更いたします（後記の本新株予約権の行使により調達する資金の使途も含まれます）。

1園当たりの開設資金として約20百万円の資金が必要と見込んでおり、これを6年～7年で回収する見込みであります。当該事業をもって、本業のベビー子供服とともに当社の子育て支援企業としての価値・魅力向上につなげてまいります。

② 本業の仕入資金について

本業アパレル事業においては、春夏物に比べ秋冬物の仕入額が大きく、例年8月から11月にかけて仕入資金の支出が先行することから、資金需要が高まる傾向があります。現新株予約権の発行決議時点での想定では、現新株予約権により調達した資金のうち1億円を平成29年10月から11月にかけて前期秋冬物の仕入資金に充当し、秋冬物販売により回収した資金と合わせて、平成30年8月から11月にかけて2～3億円を当期秋冬物仕入資金に充当する予定でありました。

しかしながら、前掲のとおり平成30年3月期の当社業績は、当初予想を大きく下回り、3期連続の損失計上となる厳しい状況であり、営業活動によるキャッシュ・フローは4億37百万円のマイナスとなっております。その結果、前期の秋冬物販売による回収資金を当期秋冬物仕入資金に充当することが困難な状況に陥ったことから、本新株式発行により新たに調達する資金のうち2億50百万円を当秋冬物の仕入資金に充当することといたします。

なお、「黒字化計画2018-2019」に記載のとおり、当社は、持越し在庫の販売強化とともに、主力Baby Plaza 業態を中心に2018年度夏物から仕入の抑制を図っております。秋冬物については、Baby Plaza 業態の仕入の抑制を図る一方、Bobson・ネット通販の売上拡大及び新テナントショップの出店に伴う仕入の増加を見込んでおり、8月～11月の仕入は概ね前年同期と同等の水準となる見込みであり、現新株予約権により調達した資金とあわせて2億75百万円を当秋冬物の仕入資金に充当する予定です。

前期は、赤字幅が拡大、多額のマイナスキャッシュ・フローの計上となる誠に遺憾な結果でありましたが、2018年度は「黒字化計画2018-2019」の諸策に沿って赤字半減を目指すとともに、在庫の正常化によりキャッシュ・フローの改善に取り組んでまいります。

③ 新テナントショップの出店資金について

「黒字化計画2018-2019」に沿って、出店戦略を転換し、中堅ショッピングセンターへの低コストでのテナント出店を推進してまいります。2018年度に10店舗、2019年度に10店舗の出店を計画しており、店舗設備及び出店保証金として1店舗当たり5百万円を見込んでおります。損益分岐点を低く抑えた収益性の高い業態として新たな利益を創出し、全社業績の回復と将来の成長基盤の構築につなげてまいります。

ます。

【本新株予約権の行使により調達する資金の使途】

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
①企業主導型保育事業の設備資金	40 百万円	2021 年 1 月～2021 年 5 月
④本業関連分野でのM&A	523 百万円	2020 年 4 月～2023 年 12 月
合計	563 百万円	

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は当社株式の株価動向及び新株予約権者の判断に依存するため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。なお、上記の使途については、①、④の順番で充当することを予定しておりますが、調達額が下回った場合には、④の使途で調整することを想定しております。また、本新株予約権の行使が全くなされない場合、①については自己資金を充当することを想定しております。

① 企業主導型保育事業の設備資金について

企業主導型保育事業に係る資金調達の必要性については、【本新株発行及び本新株予約権発行により調達する資金の使途】に記載の内容と同様であります。今後の保育園の展開については、2019 年 4 月から 2021 年 4 月にかけて開設することを予定しております。開設に必要な資金のうち 40 百万円については、2021 年 1 月から 2021 年 5 月にかけて、本新株予約権の行使によって調達する資金を充当する予定です。

④ 本業関連分野でのM&Aについて

少子化の影響で国内子供服市場は縮小が見込まれる等、当業界は今後も厳しい環境が続くものと予想されますが、そのような環境下で持続的な成長を実現させ、企業価値及び魅力を向上させるためには、本業の建て直しとともに中長期的な事業領域の拡大が必要であると考えており、M&Aによる業容の拡大を図ってまいります。

現時点で具体的な案件が確定しているものではありませんが、M&Aの対象は、既存事業との相互関係により価値を生み出すことを基本とし、アパレル関連又はベビー・子供に関連する分野において対象先を選定してまいります。また、技術力、市場における地位や独自の経営資源等の優位性等を考慮しながら候補先について広く検討してまいりたいと考えております。本新株予約権の行使期間は5年間であり、行使価額は3段階に設定されており、各新株予約権が全部行使された場合の資金調達額は、第11回は1億93百万円、第12回は1億95百万円、第13回は1億80百万円となり、M&Aは各新株予約権の行使により調達した資金に応じて段階的に行うことを想定しております。投資先は各段階において複数件になることも想定しており、投資規模については、現時点で確定できるものではありませんが、最大で数億円規模となることを想定しております。なお、今後案件が確定した場合においては、適時適切に開示を行います。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株発行及び本新株予約権により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、収益向上及び財務基

盤の強化を図れることから、当該資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

#### ① 本新株式発行

割当予定先と交渉した結果、本新株式の発行価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成30年7月5日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値36円を基準とし、1株につき33円（ディスカウント率8.33%）といたしました。

当該発行価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である38.36円に対しては（13.97%のディスカウント）、直前3ヶ月間の終値の平均値である39.48円に対しては（16.41%のディスカウント）、直前6ヶ月間の終値の平均値である42.29円に対しては（21.97%のディスカウント）となります。

本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日の終値を基準とした理由は、算定時に最も近い時点の市場価格であり、現時点における当社株式価値を適正に反映しているものと判断したためであります。

また、割当予定先は、自らリスクをとって当社に出資する意向であり、また当社の要請に応じて本新株式を長期に保有することに同意しているものでありますが、発行価額の決定については、当社の業績、財務状況、株価動向等を勘案のうえ協議を行ってまいりましたが、最大限のリスクの低減を図りたいとの割当予定先の要望も踏まえ、上記のディスカウントを決定したものであります。

かかる発行価額については、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であること」とする、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利な発行価額に該当しないものと判断しております。

なお、監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、本新株予約権の発行価額は、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」等に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

#### ② 本新株予約権発行

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関であるトラスティーズ・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町2丁目11番1号山王パークタワー5階 代表者 寺田芳彦）（以下、「トラスティーズ・アドバイザーズ」といいます。）に依頼しました。

トラスティーズ・アドバイザーズは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められた株価による行使義務を適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、トラスティーズ・アドバイザーズは、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、割引率について一定の前提を置いた上で、割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件（行使義務期間中は行使義務に該当した場合には行使し、行使義務期間経過後は行使価値が最も高いタイミングで行使することを含みます）を設定しています。

当社は、トラスティーズ・アドバイザーズが上記前提を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を当該評価額と同額の、第11回新株予約権は183円、第12回新株予約権は42円、第13回新株予約権は7円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前営業日（平

成 30 年 7 月 5 日) の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 36 円を参考として第 11 回新株予約権は 45 円 (25.00%のプレミアム)、第 12 回新株予約権は 65 円 (80.56%のプレミアム)、第 13 回新株予約権は 90 円 (150.00%のプレミアム) としました。

本新株予約権の払込金額及の決定にあたっては、トラスティー・アドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて評価額を算定していることから、トラスティー・アドバイザーの算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が当該評価額で決定されているため、本新株予約権の発行価額はいずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、監査役 3 名全員 (うち社外監査役 2 名) から、本新株予約権の発行価額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される株式数は 14,700,000 株 (議決権数は 147,000 個) で、発行決議日現在の当社発行済株式総数 96,309,310 株に対する比率は 15.26%、発行決議日現在の当社議決権総数 962,788 個に対する比率は 15.27%であります。また、本新株予約権の全てが行使された場合における交付株式数は 9,300,000 株 (議決権数は 93,000 個) で、発行決議日現在の当社発行済株式総数に対する比率は 9.66%、発行決議日現在の当社議決権総数に対する比率は 9.66%であります。したがって、本資金調達による希薄化の割合は最大で 24.92%であります。

また、後記「6. 割当先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、本新株式発行により取得した当社株式 14,700,000 株については、長期的に保有する意向であり、本新株式発行による株式数の増加が市場の流動性に影響を与える可能性は低いものと考えております。

さらに、本新株予約権の行使価額は、発行決議日前取引日の終値より高く設定しており、将来的な成長過程における株価上昇局面において行使がなされ資金調達を可能とする設定であるため、一定の希薄化は生じるものの株価への影響は抑制されるものと考えております。

加えて、当社株式の最近 6 ヶ月間 (平成 30 年 1 月 9 日～平成 30 年 7 月 5 日) における 1 日当たりの平均出来高は 1,750,935 株 (本新株式による交付株式数及び本新株予約権全てが行使された場合における最大交付株式数 24,000,000 株を加えた発行済株式総数 120,309,310 株の 1.5%程度) となっており、流動性もここ数ヶ月急減しており、本第三者割当増資が当社株式の価格形成に一定の影響を及ぼす可能性があります。

もとより、当社が、当面必要となる資金を調達し割当予定先とともに経営再建を果たしていくこと、本新株予約権の行使により調達する資金により中長期的な成長を実現していくことは、既存株主の利益に資するものであり、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要（平成30年5月31日現在）

(1) 商号	株式会社レゾンディレクション		
(2) 本店所在地	兵庫県尼崎市御園町5番地		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 清川浩志		
(4) 事業内容	不動産賃貸業		
(5) 資本金の額	80百万円		
(6) 設立年月日	昭和60年8月9日		
(7) 発行済株式数	1,600株		
(8) 決算期	7月31日		
(9) 従業員数	17名		
(10) 主要取引先	一般顧客		
(11) 主要取引銀行	りそな銀行、みなと銀行、尼崎信用金庫		
(12) 大株主及び特株比率	清川浩志 100%		
(13) 当社との関係等			
資本関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）			
決算期	平成27年7月期	平成28年7月期	平成29年7月期
純資産	102,506	249,994	266,761
総資産	4,643,082	5,170,532	5,412,847
1株当たり純資産（円）	64,066	156,246	166,707
売上高	497,527	550,875	861,880
営業利益	8,001	△128,629	121,614
経常利益	△92,130	△200,924	17,153
当期純利益	253,361	147,487	16,737
1株当たり当期純利益（円）	158,351	92,180	10,461
1株当たり配当金（円）	—	—	—

（単位：千円。特記しているものを除く。）

(注) 当社は、割当予定先より割当予定先が反社会的勢力と一切関わりがない旨の確約書を手続きしております。当社においても、割当予定先及びその役員が、反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂 2-8-11 代表取締役 羽田寿次）に調査を依頼しました。その結果、反社会

的勢力との関係が疑われる旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

前記「2. 募集の目的及び理由(1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、現新株予約権の行使が事実上進まない状況を受けて、当社は、当初予定していた本業の仕入資金や保育園事業の設備資金及び本業関連分野でのM&A資金に加え、新たに打ち出した戦略である新テナントショップの出店資金の調達の必要性から新たな資金調達を検討することいたしました。資本性の資金調達方法が妥当であると判断し、当社代表者の知人ルートを中心に新株式の引受け先を模索していたところ、以前より当社代表者の知人であった清川氏が代表を務めるレゾンディレクションが、これまでのグループ企業で培った事業再生のノウハウを活かして、当社の経営再建と中期的な成長にも取り組んでいきたいとの意向を持っており、当社の企業価値を高めることを目的とする当社への出資に関心を示しているとのことであります。

平成30年5月上旬頃、当社はレゾンディレクションに対し、当社が発行する本新株式及び本新株予約権のレゾンディレクションによる引受け及び本新株式についての長期保有について打診したところ、引受けの意向であるとのことであります。一方で、レゾンディレクションは、当社に出資するだけでなく、これまでに清川氏及びレゾンディレクションが手がけた事業再生及びグループ企業間でのシナジー創出の経験やノウハウを共有しながら、ともに当社の再建と成長・企業価値の向上を目指していきたいとの考えを示されました。当社はレゾンディレクションより資料の提示とともにこれまでの事業再生の実績についての説明を受け検討を進めてまいりました。

レゾンディレクションは自らリスクをとって対象会社に投資を行い、当事者としての目線で実現可能性の高い戦略を練り上げ、ともに実践していくことを事業再生の基本的なスタンスとしていることから、より強い支援が得られるものと考えております。割当予定先がこれまでに手がけた事業再生は、顧客満足度の向上を基軸に、ものづくりから消費者に向けた販売にいたるプロセス全体に一貫性を持たせ、ブランド価値を高め、価値を創出する事業スタイルであり、当社の事業にも深く通じるものがあります。また、レゾンディレクションは、ものづくりのこだわりや製品の持つ価値を尊重しつつ、その価値をいかに効果的に顧客に伝え、顧客価値を高めていくかというマーケティング戦略・ブランド戦略に強みを持っております。これが再生を成功させた鍵のひとつではありますが、ものづくり企業である当社にとってマーケティング能力の強化は最も求められるところであると認識しております。加えて、当社は中長期的な事業領域の拡大を図るために、本業に関連する分野でのM&Aを模索しておりますが、レゾンディレクションのこれまでのグループ企業間でのシナジー創出の経験やノウハウを共有することにより、より効果的で優位性の高い多角化とグループ企業運営が実現できるものと考えております。

以上のことから、当社はレゾンディレクションがこれまで培ったノウハウを共有することにより、ともに経営再建を果たし、成長を目指していくことができるものと判断するに至りました。

なお、レゾンディレクションは後記のとおり、当社の企業価値を高めることを投資の目的としており、レゾンディレクション及び清川氏は、当社の経営再建と中長期的な成長支援について、報酬等を求める意向はないことを確認しております。

以上を踏まえ、当社はレゾンディレクションを割当予定先として選定することが最適であると判断いたしました。

## (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先からは、本第三者割当により割当てる株式の保有方針について、長期に保有する意向であ

ることを口頭で確認しております。

他方、本新株予約権の行使により交付を受ける株式については、当社株式の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら、市場において適宜売却したいとの考えであることを口頭で確認しております。これは、前記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」(4ページ)に記載のとおり、割当予定先は、当社の経営再建とM&A仲介を含む中長期的な成長支援について、報酬等を求めない意向であります。報酬に代えて、本新株予約権の行使により交付を受ける株式について市場で売却することにより利益を得ることが、当社の現況並びに当社の経営再建及び成長支援という観点から見て妥当ではないかとの考え方に基づくものであることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先との間において、割当予定先が本新株式について払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であり、内諾を得ております。

#### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株式発行及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金について、割当予定先より割当予定先の取引金融機関が発行する預金残高証明書の提示を受け、割当予定先が払込みに十分な資金を保有していることを確認いたしております。したがって、本新株式発行及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使の確実性に問題はないものと判断しております。

#### (5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と割当予定先との間において、当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

### 7. 大株主及び持株比率

募集前 (平成 30 年 3 月 31 日現在)		募集後 (本新株予約権の行使により交付される株式を考慮した場合)	
大都長江投資事業有限責任組合	10.38%	株式会社レゾンディレクション	19.94%
山崎 和也	2.07%	大都長江投資事業有限責任組合	8.31%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 5)	1.74%	山崎 和也	1.66%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 2)	1.05%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 5)	1.39%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 1)	1.02%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 2)	0.84%
株式会社ウィンフィールド	0.77%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 1)	0.82%
豊岡 幸治	0.77%	株式会社ウィンフィールド	0.62%
御所野 侃	0.75%	豊岡 幸治	0.62%
有限会社協和商事	0.75%	御所野 侃	0.60%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	0.70%	有限会社協和商事	0.60%

- (注) 1 平成 30 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基準として記載しております。
- 2 募集後の大株主及び持株比率は、本新株式 14,700,000 株が発行され、かつ、本新株予約権の全てが行使（交付株式数は 9,300,000 株）された後の数を記載しております。
- 3 今回の割当予定先以外の株主の持株比率については、平成 30 年 3 月 31 日現在の所有株式数から変更がないとの前提で計算したものであります。
- 4 今回発行される本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式数として割当予定先に保有されます。今後、割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、持株比率の状況が変動いたします。
- 5 本新株式 14,700,000 株が発行された時点（本新株予約権の行使がなされず、潜在株式として割当予定先が保有している時点）での割当予定先の持株比率は 13.24%となります。

#### 8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式発行及び本新株予約権の行使により増加する議決権の数（240,000 個）で、発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の 25%未満であり、支配株主の異動を伴うものでもないこと（本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続は要しません。

#### 9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近 3 年間の業績（連結）

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
売上高	4,237,934	4,199,140	4,325,190
営業損失（△）	△225,552	△293,409	△387,719
経常損失（△）	△267,392	△320,441	△424,655
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△289,395	△327,385	△469,822
1 株当たり当期純利益（円）	△3.49	△3.68	△5.11
1 株当たり配当金（円）	—	—	—
1 株当たり純資産（円）	18.0	14.7	12.7

（単位：千円。特記しているものを除く。）

(注) 当社は、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として 10 株に 1 株の割合で株式併合を行いました。平成 28 年 3 月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり当期純損失及び 1 株当たり純資産を記載しております。

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（発行決議日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	96,309,310 株	100.0%
潜在株式数	14,700,000 株	15.3%

##### (3) 最近の株価の状況

###### ① 最近 3 年間の状況

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
始値	90 円	70 円	70 円



高 値	100 円	80 円	80 円
安 値	60 円	60 円	42 円
終 値	70 円	70 円	44 円

- (注) 1 各株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。  
2 当社は、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として 10 株につき 1 株の割合で株式併合を行いました。平成 28 年 3 月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、各株価を記載しております。

② 最近 6 ヶ月間の状況

	平成 30 年 2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
始 値	48 円	45 円	44 円	40 円	39 円	37 円
高 値	48 円	46 円	45 円	42 円	43 円	38 円
安 値	43 円	42 円	39 円	39 円	36 円	36 円
終 値	45 円	44 円	41 円	40 円	37 円	36 円

- (注) 1 各株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。  
2 平成 30 年 7 月の株価については、平成 30 年 7 月 5 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	平成 30 年 7 月 5 日
始 値	37 円
高 値	37 円
安 値	36 円
終 値	36 円

- (注) 各株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払込期日	平成 27 年 11 月 9 日
調達資金の額	800,000,000 円 (差引手取概算額 : 770,000,000 円)
発行価額	普通株式 1 株につき 8 円
募集時における発行済株式数	普通株式 790,093,101 株
当該募集による発行済株式数	普通株式 100,000,000 株
募集後における発行済株式総数	普通株式 890,093,101 株
割当先	大都長江投資事業有限責任組合
発行時における当初の資金使途	① 中国協力工場からの直接仕入増加に伴う運転資金 ② 「愛情設計」商品の仕入資金 ③ 「愛情設計」の生産能力増強のための設備資金 ④ モデルショップ及び新規店舗の設備資金 ⑤ 「愛情設計」の広告宣伝資金
発行時における支出予定時期	① 平成 28 年 1 月～3 月 ② 平成 28 年 1 月～平成 28 年 12 月 ③ 平成 29 年 10 月～平成 29 年 12 月

	④ 平成28年9月～平成29年12月 ⑤ 平成28年1月～平成30年12月
現時点における充当状況	中国協力工場からの直接仕入増加に伴う運転資金として1億80百万円、国内事業における仕入資金として3億31百万円、「愛情設計」商品の仕入代金として1億80百万円、新規店舗の設備資金として29百万円、広告宣伝、販売促進資金として10百万円充当しました。

・第三者割当による新株予約権の発行（第8回～第10回新株予約権）

払込期日	平成29年10月23日
発行時における調達予定資金の額	1,469,020,000円（差引手取概算額）
発行価額	総額15,520,000円（第8回新株予約権1個につき38円、第9回新株予約権1個につき70円、第10回新株予約権1個につき104円）
募集時における発行済株式数	89,009,310株
当該募集による潜在株式数	22,000,000株 第8回新株予約権：6,000,000株 第9回新株予約権：10,000,000株 第10回新株予約権：6,000,000株
現時点における行使状況 （交付株式数）	73,000個（7,300,000株） 第8回新株予約権：60,000個（6,000,000株） 第9回新株予約権：13,000個（1,300,000株） 第10回新株予約権：0個（0株） なお、未行使の新株予約権数は、第9回新株予約権：87,000個、第10回新株予約権：60,000個ですが、当社は平成30年7月6日開催の取締役会において残存する第9回新株予約権及び第10回新株予約権の全部を平成30年7月23日付で取得・消却することを決議しております。
割当先	クレディ・スイス証券株式会社
調達資金の額	396,520,000円（差引手取額：382,662,752円）
発行時における当初の資金使途	① 物流パートナーが運営する中国物流倉庫建設への出資 ② 企業主導型保育園への事業進出 ③ 本業の仕入資金 ④ 本業関連分野でのM&A
発行時における支出予定時期	① 平成29年12月～平成31年12月 ② 平成30年1月～平成32年9月 ③ 平成29年10月～平成30年11月 ④ 平成30年1月～平成31年12月
現時点における充当状況	企業主導型保育園の設備資金として45百万円、本業の仕入資金として1億円を充当しました。

## II 主要株主である筆頭株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

「I 第三者割当による新株式の発行及び第 11 回乃至第 13 回新株予約権の発行」に記載のとおり、平成 30 年 7 月 6 日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行を決議したことに伴い、主要株主である筆頭株主に異動が見込まれるものであります。

### 2. 異動する株主の概要

#### (1) 主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当することとなった株主の概要

名称	株式会社レゾンディレクション
本店所在地	兵庫県尼崎市御園町 5 番地
代表者	代表取締役 清川浩志
事業内容	不動産賃貸業

#### (2) 主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しなくなった株主の概要

名称	大都長江投資事業有限責任組合
住所	東京都豊島区北大塚三丁目 34 番 1 号
業務執行組員	日本長江投資株式会社
主な事業内容	投資業

### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

#### (1) 株式会社レゾンディレクション

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権数 に対する割合	大株主順位
異 動 前 (平成 30 年 3 月 31 日現在)	—	—	—
異 動 後	147,000 個 (14,700,000 株)	13.24%	第 1 位

#### (2) 大都長江投資事業有限責任組合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権数 に対する割合	大株主順位
異 動 前 (平成 30 年 3 月 31 日現在)	100,000 個 (10,000,000 株)	10.38%	第 1 位
異 動 後	100,000 個 (10,000,000 株)	9.01%	第 2 位

(注) 1 異動前の総株主の議決権数に対する割合は、平成 30 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数 962,788 個に基づき算出しております。

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 30,510 株  
平成 30 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 96,309,310 株

2 異動後の総株主の議決権数に対する割合は、本新株式発行により増加する議決権の数 147,000 個を加算した総株主の議決権の数 1,109,788 個を基準に算出しております。

4. 異動予定年月日

平成 30 年 7 月 23 日（前記「I 第三者割当による新株式の発行及び第 11 回乃至第 13 回新株予約権の発行」に記載の払込期日）。

5. 今後の見通し

今回の主要株主である筆頭株主の異動による業績への影響はありません。

以上

(別紙)

## 募集株式

### 発行要項

1. 募集株式の種類及び数  
普通株式 14,700,000 株
2. 募集株式の払込金額  
1 株につき 33 円
3. 払込金額の総額  
485,100,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額  
増加する資本金の額：242,550,000 円  
増加する資本準備金の額：242,550,000 円
5. 申込期日  
平成 30 年 7 月 23 日
6. 払込期日  
平成 30 年 7 月 23 日
7. 募集の方法  
第三者割当の方法による。
8. 割当予定先及び割当株式数  
株式会社レゾンディレクション 14,700,000 株
9. 払込取扱場所  
山陰合同銀行 神戸支店
10. その他  
本株式の発行については各種法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

# 株式会社キムラタン

## 第11回新株予約権

### 発行要項

1. 本新株予約権の名称  
株式会社キムラタン第11回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間  
平成30年7月23日
3. 割当日  
平成30年7月23日
4. 払込期日  
平成30年7月23日
5. 募集の方法  
第三者割当の方法により、株式会社レゾンディレクションに全ての本新株予約権を割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式4,300,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする）。  
但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数  
43,000個
8. 各本新株予約権の払込金額  
金183円（本新株予約権の目的である株式1株当たり1.83円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、45円とする。

## 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
  - (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
 ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
  - (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
    - ① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
    - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
    - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権を行使することができる期間  
平成30年(2018年)7月24日から2023年7月23日までとする。
  12. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
  13. 本新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
  14. 契約上の地位の譲渡  
割当先は、本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡するものとする。この場合、各当事者はかかる譲渡に必要な措置を採るものとし、かかる譲渡以後、本契約中の「割当先」は当該譲受人の名称と読み替えられるものとする。本条に基づく割当先の義務は、当該譲受人及び本新株予約権のその後のすべての譲受人に承継されるものとする。



#### 15. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成 31 年 1 月 24 日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第 273 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 183 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり 183 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

#### 16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

#### 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 183 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

#### 20. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

#### 21. 払込取扱場所

株式会社山陰合同銀行 神戸支店

#### 22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

# 株式会社キムラタン

## 第12回新株予約権

### 発行要項

1. 本新株予約権の名称  
株式会社キムラタン第12回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間  
平成30年7月23日
3. 割当日  
平成30年7月23日
4. 払込期日  
平成30年7月23日
5. 募集の方法  
第三者割当の方法により、株式会社レゾンディレクションに全ての本新株予約権を割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする）。  
但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数  
30,000個
8. 各本新株予約権の払込金額  
金42円（本新株予約権の目的である株式1株当たり0.42円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、65円とする。

## 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権を行使することができる期間  
平成30年(2018年)7月24日から2023年7月23日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
14. 契約上の地位の譲渡  
割当先は、本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡するものとする。この場合、各当事者はかかる譲渡に必要な措置を採るものとし、かかる譲渡以後、本契約中の「割当先」は当該譲受人の名称と読み替えられるものとする。本条に基づく割当先の義務は、当該譲受人及び本新株予約権のその後のすべての譲受人に承継されるものとする。

15. 本新株予約権の取得
  - (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成 31 年 1 月 24 日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第 273 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 42 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
  - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり 42 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
17. 本新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 新株予約権証券の不発行  
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 42 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。
20. 行使請求受付場所  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
21. 払込取扱場所  
株式会社山陰合同銀行 神戸支店
22. その他
  - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

# 株式会社キムラタン

## 第13回新株予約権

### 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社キムラタン第13回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

平成30年7月23日

3. 割当日

平成30年7月23日

4. 払込期日

平成30年7月23日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、株式会社レゾンディレクションに全ての本新株予約権を割当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする）。

但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

20,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

金7円（本新株予約権の目的である株式1株当たり0.07円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、90円とする。

## 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成30年(2018年)7月24日から2023年7月23日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

14. 契約上の地位の譲渡

割当先は、本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡するものとする。この場合、各当事者はかかる譲渡に必要な措置を採るものとし、かかる譲渡以後、本契約中の「割当先」は当該譲受人の名称と読み替えられるものとする。本条に基づく割当先の義務は、当該譲受人及び本新株予約権のその後のすべての譲受人に承継されるものとする。



#### 15. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、平成 31 年 1 月 24 日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第 273 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 7 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり 7 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

#### 16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

#### 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 7 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

#### 20. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

#### 21. 払込取扱場所

株式会社山陰合同銀行 神戸支店

#### 22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。